

平成29年度 第1回 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び
亀岡市地域包括支援センター運営協議会

1 概要

- 1 日 時：平成29年6月29日（木）14時00分～15時45分
- 2 場 所：亀岡市役所302・303会議室
- 3 出 席：吉中会長、平岡副会長、岩田委員、山田委員、今西委員、竹岡委員、
森委員、石田委員、井上委員、大石委員、原田委員、藤本委員、杜委員
- 欠 席：岡崎委員、前川委員
- 包 括：地域包括支援センター あゆみ 松本センター長
地域包括支援センター かめおか 前川管理者
地域包括支援センター シミズ 吉村センター長
地域包括支援センター 亀岡園 岸本看護師
地域包括支援センター 友愛園 松田管理者
- 事務局：広瀬高齢福祉課長
山口副課長兼介護認定係長
松本生活支援係長
乾生活支援係主査

2 報告及び協議事項

- (1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会
平成29年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定について報告
- (2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
- ア 平成28年度実績報告及び平成29年度活動計画について報告
- イ 亀岡市地域包括支援センター収支決算及び予算について報告
- ウ 指定介護予防支援委託届について報告
- エ 今後の検討事項について協議（平成30年度以降の包括支援センター体制）

3 合意事項

- ・上記（1）及び（2）ア～ウについて、合意。
- ・上記（2）エについて、平成30年度以降の地域包括支援センターに係る運営方針や名称等を、本協議会の部会にて検討することで合意。部会委員は平成28年度に引き続いて、岡崎委員、平岡委員、竹岡委員、森委員、石田委員、藤本委員、杜委員に就任いただくことで合意。

4 議事録 議事進行 吉中会長

【協議】

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

平成 29 年度地域密着型サービス事業者の指定について

資料 1-①に基づいて事務局より説明

委員

区域外指定は、個別にしっかりと理由がないのであれば、ずるずると更新しないでください。次回の更新の時にはしっかりと理由を示してください。

事務局

指定の更新について見直しを行う方向で検討します。

(2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア：平成 28 年度実績報告及び平成 29 年度活動計画について

資料 1-②、資料 2に基づいて事務局より説明

委員

今後の高齢化を見据えると、地域で介護予防をする、支え合いをするという機能をもっと高めていくことが必要なのですね。

委員

包括支援センターの職員は大変な業務量をこなされていると思います。この活動報告書それから計画書、また、日常の業務活動すべてを記録しなくてはいけなく、かつ様々な会議があり、会議に出て色々と連携をしなくてはいけない、情報も知っていなければいけない、スキルアップのために研修も受けなければいけない。本当にこのままの仕事状態で包括支援センターが上手く機能していくのか心配です。

事務局

今ですら介護に関する職業の方が不足しているという状態であるにも関わらず、さらに今後は高齢化に伴い、介護人材を 2 倍・3 倍に上げなければ介護人材が不足する現状です。このままでは包括支援センターの総合相談等の役割も、どうしても過剰になってくるというのは避けられないと思っています。

国の方針では、専門職の方々に困りごと等何もかもが集まらないよう、地域における助け合いや支え合いを進めましょう、という方針です。

本市で社会福祉協議会と共に、まだ数町ではありますが、実際その助け合い・支え合いについて、市民の方と一緒に考える取り組みを進め始めています。市民の方の意識を変えていくことは時間がかかり、1年・2年で変わるものでもないため、地道な活動を続ける予定です。

委員

法改正の中で、要支援1・2の人とそれに満たない人への介護予防として、市町村事業として行うことになりました。それに伴い市町村では多様なサービスを検討することとなりましたが、亀岡市はどういう取り組みをしますか？もしこういった事業を行う場合、願わくは公募して行ってほしいです。

事務局

要支援1・2の方に対するサービスの一部が、今年の4月以降、国の事業から亀岡市の事業に移ったところですが、これまで行っていた、要支援の方に対してのデイサービスやホームヘルプサービスを、市の事業に移しました。さらに、C型事業と呼ばれる、6ヵ月未満で本人の自立のための活動、筋力を付けたり家の中を掃除する手段であったり、料理するための手段であったり、ということと一緒に考えながら、本人が自立していける支援を行う事業を開始しました。

A型事業は、『専門性の高い方を安く使っていくということに繋がりにくい』また『事業者や行政の手間の割に、費用が下げられない』等の理由から、亀岡市では今のところA型事業は採用していません。

B型事業は、ボランティア団体やNPO団体等が市民の方を助けていく仕組みですが、実費相当のお金ほどしか取らない仕組みであるため、ボランティア団体やNPO団体から手を挙げていただくこととなります。亀岡市のボランティア団体等は、亀岡市の中央部分に集まっているため、周辺部地域のサービスが少なくなってしまう。そのため、まずは地域の中で集まり、地域の中で既に助け合っているところをまず見つけて、それを繋ぎ、そのうえで地域の方が、どうしても助け合いの居場所が新たに必要だと感じれば、助け合いの居場所を作り出していく。その過程を通らなければ、全く使われない居場所が出来てしまうことになりかねません。

委員

地域で中心となる担い手もしくは団体の発掘も含めて、仕組みを構築することに、さらに行政が積極的に働きかけを行わないと、掘り起こすことは本当に大変だと思います。人員や予算が足りないのであれば、もっと内部で協議すべきと考えます。将来の医療費や介護費の膨大を考えたときには、今人員や予算をつけないと手遅れになりますよ。

事務局

先程いくつかの町で、市民と共に助け合い・支え合いというものについて、考える取り組みを進め始めていますとお伝えしましたが、そのうち宮前町は、いつにこんな集まりがあるという「居場所」を書き出してもらおうと、結構多くの「居場所」が集まりました。ただ、年齢層を変えながら行わないといけないこともわかりました。今後、年齢層を変えながら区単位でワークショップを行い、高齢者が集まっているところ、子供が集まっているところ、そういった「居場所」を調べていく予定です。「居場所」を把握後、その「居場所」どうしを繋ぎ、人の交流が生まれ、助け合いが生まれると考えます。また、「居場所」をつないだ上でも、更に「居場所」が不足しているなら、地域の中に新たな「居場所」を作り出すべきか地域と共に考える、という仕組みを、社会福祉協議会と共に進めているところです。この仕組みを行うには、先ほどのお話しのように人員は本当に足りません。人員や予算は内部的な話しになりますので、内部で相談することとします。

委員

事務局がお話しされていた、各地域の社会資源として、人材も含めてどんなものがあるのかを把握し、進められる地域から進めていくことが良いかと思います。

イ：亀岡市地域包括支援センター収支決算及び予算について

資料1-③に基づいて事務局より説明

事務局

業務委託の中で「包括支援センター業務」と「指定介護予防支援業務」が適正に業務が行われるために、どういった業務体系が望ましいのか、5包括支援センターと共に検討していきたいと思っています。

ウ：指定介護予防支援委託届について

資料1-④に基づいて事務局より説明

委員

委託理由としては何がありますか？

事務局

本来、指定介護予防支援事業は包括支援センターしか受けることができないが、

包括支援センターは多くの業務を担っているため、業務を効率よく行うため、プランニングについて再委託を行うことが可能となっています。

個別案件ですと、住所地の地域包括支援センターが支援することになっているが、現在サービスを受けている場所でのケアマネージャーが支援を行うケースや、なじみのケアマネージャーが支援を行うケースがあります。その場合、それぞれのケアマネージャーが所属する事業所に委託を行うことができ、住所地の地域包括支援センターは今回の「指定介護予防支援委託届」を亀岡市へ提出することとなっています。

エ：今後の検討事項について

別紙 当日資料に基づいて事務局より説明

これまでの包括支援センター運営協議会を踏まえ、平成30年度から5包括支援センターから7包括支援センターに増配置することに伴い、センターの名称統一や圏域別運営方針の検討のため、昨年度に引き続き本協議会の部会にて検討したいと考えます。平成29年9月から平成30年1月の間におおむね3回を予定。

会 長

部会委員については、昨年度に引き続いた検討事項でもありますので、昨年同様となる部会委員（岡崎委員、平岡委員、竹岡委員、森委員、石田委員、藤本委員、杜委員）にお世話になりますが、よろしく申し上げます。

【閉会】